

波止場神社、手書き原稿アップにあたって

別府市の発展は海運産業を欠いて考えられない。

温泉宿泊客の足としてはもちろん、木材・氷・特産物など様々な製品の搬送に海運が益した。汽船が最初に就航（船名、益丸）した明治六年以降、大正にかけての海運産業はピークに向かい整備されていった時期である。

この海運を欠いて別府の発展はなかったといってもよい。忘れてならないのは、当時、その整備・発展の裏で市民は神々への感謝を忘れる事はなかったことである。その切実な思いが明治三年に創建された波止場神社に象徴されている。

過酷な戦時下においても、この神社は所有者の変更を余儀なくされながらも拡充された。

別府産業発展に欠かす事の出来ない波止場神社を、絶えることなく整備発展させていくこと、それはあたかも地域の歴史、特に産業界を顧み、感謝し、更なる発展を願うことに違いない。その意味からここでは、

後学の参考になればと安部 巖の残した未発表手書き原稿を紹介したい。

安部 巖 稿

波止場神社史

別府市波止場神社総代

平野 文 明

目次

一、社地と祭神

二、創建

三、社地の整備

四、築港碑の建立

五、大正期の汲止場神社

六、戦時中の神社

七、戦後の神社経営

八、祭りの復活

九、今の汲止場神社



波止場神社 (昭和63年-1988)

一、社地と祭神、

波止場神社（はとばじんしゃ）、又七社とも言う。別府市元町十六（元別

府村）大字別府字北町下五九九番地に鎮座する。社地は一五八、五三坪で、旅館街に囲まれている。近くには有名な竹瓦温泉がある。社殿は木造瓦葺きの神殿・拜殿・渡殿・社務所などからなり、神殿は南面して建てられている。

旧社格は無格社で、祭神は氣長足姫命・

倉稻魂命・菅原神・市村島姫命・三箇男命

・大物主命・事代主命の七神（大正三、九、三、昭和町史）だ

が、主神は海上の安全を守るとされる大物

主命（おおみのぬしのみこと）であるといふ。天物主命は讃岐琴
 平町にある金比羅宮の祭神となつてゐる神である。金比羅信仰では、一海難
 にあつたとき、この神の名を呼び、もとむりを切つて海に投ずると助かる
 と言う信仰がある。そのため、創建に當つて金比羅宮の祭神である天物主命
 を勧請し、没止場神社の祭神としたものであらう。創建当時「主神」の語を
 使つてゐたかどうか、については不明である。なお、没止場神社は、ほじめ
 金比羅縁と呼ぶといふ。それゆゑ、昭和中期（三〇年代）になつてこの神社を
 没止場神社と呼ぶか、金比羅さまと呼んではいゝ人か（澤山いたこから）容易
 に推察される。（別府温泉史三二頁・新見三（羽田三）著文藝家伝）

二、創建

創建については、（昭和八、ハ、ニ五）別府市誌（大正三、九、ニニ）別府市史（昭和八、ハ、ニ五）に「明治三年度午六月鎮座」

と記され、（昭和八、ハ、ニ五）別府市誌（大正三、九、ニニ）に「明治三年度午六月鎮座、明治十七年

六月設置許可」とある。明治三年（一八七〇）と言えば、日田県知事のす

めで築港に着手した年である。築港工事は二月に着手され、神社が鎮座創建

したのは六月である。おそらく築港の完成や航行の安全を祈って創建したの

であらう。

ところがその頃は、明治元年（一八六八）に出された神佛分離令をうけ

廃物棄教・小社・小祀の整理が次々におこなわれていた。最中であつた。そんな

時期にもかかわらず、汐止場神社は創建された。当時の社会事情を考えると、

海上の安全を願う村民の気持がきわめて強いものであつたことがわかる。そ

の結果として、小社・小祀を併合。さらに新しい神を勧請して汐止場神社の創

建されたのである。祭神の多いのはそのためである。

は完成していなかた。

社殿が竣工完成したのは、明治七年（一八七〇）



扇面の表（明治3年-1870）

神社鎮座祭の時には、参会有志に記念品として扇が配布された。扇面の表

には新坂止場・流川・砂湯・松林・家並などの図が描かれ、裏面には、

南豊別府の新みなとは、明治三年度午

の年築きた菟蓐の港と名づく、

みなとの左右干潟に出湯あり。

海内稀なる潮湯泉にて、とりとりや

まひを治す。

湊のうち東西百五十間、南北百間、

美南との口、潮の干つま、深さ四徳

呂也

と記されていた。

明治三年六月、神社は鎮座した。社殿

あつたという（銘瓦）。

一方、神社の統廃合も完了していなかつた。そのため政府は教部大輔、穴戸璣の名で達書を村々に送つた。明治九年十二月の二とであつた。当時の達書

第三拾七号に、

社寺合併ノ事、

各管内山野、或ハ路傍等ニ散在セル神祠佛堂（祠ハ山神祠、塞神祠ノ類、堂ハ地藏堂・辻堂ノ類）ノ矮陋ニシテ、一級社寺ニ比シ難ク、且平素監守有無之向ハ、然テ最寄社寺ハ合併、又ハ移転可爲致、尤人民信仰ヲ以、更ニ受持ノ神官・僧侶相定メ、永續方法ヲモ相立、存置ノ儀願出候ハ、管轄廳ニ於テ間居、孰レモ處分満ノ後、別紙雛形ニ照準シ、一同取經メ可届出、此旨相達候事、

但神社、寺院明細帳ニ記載ノモノハ同之上處分スヘシ、

明治九年十二月十五日

教部大輔 穴戸璣

とある。その外ハ人民等科差停、ハ村社格見込等々ノ達書ハ出された。

(向て左様)

(表)

七月吉日

北浜中

(裏)

鳥居

鶴田道藏

鳥居
玉垣
發起者佐藤友吉
津久見浪太郎

鶴田萬吉

岩崎孫六

石工

堀仁五郎

つまり、和田彦藏外九名が發起人となり、明治四十年（一九〇七）港町中、北浜中より募金して鳥居と玉垣を寄進したのである。寄進者の氏名は玉垣に刻まれている。

なお、境内には「真正、大分郡戸次村口口口、願主足立彌平・「重福」、大分郡戸次村口口口、願主足立弥市」と刻まれた凝灰岩の燈籠塔が建てられている。年代は不詳だが、塔の風化状況から明治期か寄進された塔とみられる。

三、社地の整備

明治四十年（一九〇七）には社地の整備がおこなわれた。この年は日露戦争が終つて二年目、浜陽町・別府町が合併して別府町になった翌年に当る。この年、義務教育は四ヶ年から六ヶ年になり、別府市営温泉の経営は請負制になり、別府に始めて電灯がとけり、別府公園が創設された年である。さらに翌四十一年には別府町歌が制定された。

つまり、大別府町の誕生し、観光温泉町としてスタートを切った時だったわけである。町民はあらゆる面で積極的に取組んだ。このような時期だったため、町民の神社に対する意識が高かった。社地には玉垣が造られ、鳥居が寄造された。額東には「汲止場神社」と記された明神鳥居が、柱には次の銘文がある。

(右の石柱)

(表)

明治四拾年
港町中

(裏)

鳥居發起者、
王恒泰起者、和田彦藏
望月三郎
平山五郎
松見三郎
松見三郎
松見三郎

石工

安部園造

四、築港碑の建立

大正元年（一九一二年）八月。町長吉田嘉一郎は波止場神社境内に別府築港之碑を建立した。碑文の題字は築港当時、日田県知事であった松方正義に依頼した。碑の裏面には次のように記されている。

別府築港碑陰記

王政維新百廢悉く舉り庶績咸熙マリ皇澤覃ヒ數ク而シテ別府築港ノ舉モ亦實ニ端ヲ明治ノ初メニ發シタリキ初メ松方侯爵ノ日田縣ニ知事タルヤ管内要地ニ生産會所ヲ設ケテ殖産興業ヲ獎勵シ明治二年管内ヲ巡見シテ別府ニ至リ温泉ノ盆涌ヲ觀テ將來ノ繁榮ヲ豫測シ意ヲ海上運輸ニ注キ諡スニ築港ノ急務ヲ以テセラル是ニ於テ別府生産掛日田郡隈町劉藤兵衛同町森宗兵衛其意ヲ體シ同僚大分郡原村間藤幸右衛門同郡乙津村佐藤和平治ヲ率勵シ村老日名子太郎兵衛堀清左衛門松尾彦七太野六兵衛等ト相議シ奔走計畫スル處アリ東海岸ノ中央ヲトシテ東西百間南北八十間ノ防波堤ヲ築キ港口ヲ東南ニ開カントシ縣廳ニ請ウテ工費金八千兩ヲ借り三年二月ニ起工セシカ工未タ竣テサルニ暴風雨ニ遭ウテ破壊ス因テ縣廳ニ具狀シテ修繕工費ノ不足ヲ補借シ四年五月ニ至リ全ク竣功ヲ告ケ工費前後併セテ金貳萬兩ニ及ヒシカ八年八月ノ暴風ニ又モ口岸破壊シ其修繕費金四千八百圓餘ヲ要セシヲ並ニ之ヲ官ニ借り均シク年賦ヲ以テ完納セリ當時人智未タ開ケズ而シテ事多クハ創業ニ屬ス當事者ノ苦心想フ可キナリ其後二十六年十月ノ颶風暴雨ニ口岸又ハ八十間餘破壊セシカ郡長齋藤利明町長高倉駒太等協力斡旋シテ工費金壹萬餘圓ヲ官ニ仰キ修築工ヲ告ケ以テ今日ニ至レリ初メ別府寄港船舶ハ日本形帆船數隻ニ過キサリシ 六年五月日名子太郎大阪開商社ト締

約シテ益丸號一隻毎月一回入港スルコトナレリ之ヲ汽船ノ當港ニ來ル嚙矢トナス何ソ圖
 ラン爾後四十年ノ今日大小汽船ノ往復一晝夜十數回ニ下ラサル盛況ヲ見ルニ至ラントハ時
 運ノ然ラシムル所ト雖モ抑モ亦人力ニ非スヤ而シテ獨リ海運ノ盛如此ノミナラス鐵道モ亦
 貫通シテ海陸ノ便並ヒ開ケ戸口増殖昔時ニ倍蕪シ四方來浴ノ客モ亦一年間約一百餘萬人ヲ
 算スルニ至ル豈ニ亦盛ナラスヤ夫レ報本反始ハ人道ノ至リナリ今日ノ繁榮ハ前人經營ノ賜
 タルヲ知ラハ固リ其功勞ヲ銘セサル可ラス是ヲ以テ余町會議員ト相議シ爰ニ貞石ヲ波戸場
 神社境内ニ建テ松方侯ノ題額ヲ請ヒ當時盡力者ノ姓名ヲ碑陰ニ刻シ以テ之ヲ不朽ニ傳ヘン
 トス乃チ其顛末ヲ略敘スルコト此ノ如シ。

取締方 里正高倉定三 劉藤兵衛 森宗兵衛

指揮世話兼會計方 日名子太郎兵衛 河村傳左衛門 堀清左衛門 野田久左衛門 荒金宗

十郎 佐藤源兵衛

著到方 淺利喜兵衛 武田孫兵衛 橋本玄八 武田長兵衛 甲斐庄三郎 永井安次郎 安

部德兵衛 石井格太郎 望月藤三郎 友永小三郎 金居吳助 永井長右衛門 荒金仁右

衛門 佐藤清三郎

沖掛 佐藤忠左衛門 河村熊吾 河村忠右衛門 山崎辨右衛門 片野卯八 甲斐峰太郎

甲斐仁右衛門 片野五左衛門 安部安右衛門 田邊久兵衛 日名子彦兵衛 秋月新兵衛

和田惣兵衛 溝口久右衛門 河村勘助 日名子長左衛門

貨錢渡方 神澤儀助 松尾彦七 大野六兵衛 安部清助 安部友藏 植木悅次郎 岡久左

衛門

族人取締 在原嘉次郎 荒金作太郎

大正元年壬子八月

別府町長從六位勳六等 吉田嘉一郎識

この碑文から

・松方知事が別府築港の必要を説き、別府生産係とその同僚、村老などが協力して工事にとり掛つたこと、

・港の規模は東西百間、南北八十間であつたこと、

・工事の途中で暴風雨にあい、破損したため、工費を追加して竣工させたこと、

・工費の総額には行詰り、県庁に具状して借用、総工費は二萬兩であつた。

・明治八年八月、再び破損、

・明治二十六年（一八九三）暴風雨のため八十間余破損したと、

・汽船が最初に就航したのは明治六年（一八七三）で、船名は益丸であつた。

・築港碑を没止陽神社境内に建立したこと、

・別府築港に當つて、取締役・指揮世話兼会計方・著列方・沖係・賃銭方

旅人取締など設けたこと

などがわかる。

五、大正期の没止場神社

明治十七年に据置許可となり、明治末期社地の整備がおこなわれてからの
没止場神社については、大正三年（一九一四）九月二十三日発行された「別府町史」

や「別府町神社明細帳」に

別府市大字別府字北町下

無格社 没止場神社

一、祭神

長足姫命、倉稻魂命、菅原神、市杵島比賣命、三筒男命、
大物主命、事代主命

一、由緒

明治三年庚午六月鎮座

一、神殿

竪三間、横二間

一、境内

百八拾九坪、官有地第一種

一、信徒

四百人

一、大分県庁近

三里

とある。明治十七年据置許可になった時、社地の官有地第一種と認定されたのはこの頃、建物については神殿以外の建物については記されていない。大正三年の頃、神殿社務所は未だなかったのだから。

六、戦時中の神社

戦時体制下にあつた昭和初期は、神社神道に対する関心が高まり、神社参拝、戦場祈願祭など増加した。当時設けられた施設として花崗岩に刻まれた燈籠塔や国魂掲揚台が境内に残されている。

燈籠塔には、

(右)

奉納

末友清允

左

奉納

末友清允

昭和十三年七月建之

とあり、国魂掲揚台には、

國魂掲揚

昭和二十六年記念

昭和十五年十一月三日建

区

横濱

北

と記されている。神社の建物については、同八年(一九三三)の別府市誌に「神殿等を同族
 是間三、後殿等を同三、横を同、神殿等を同三、横を同」とある。大正三年の記録は「神殿と神殿
 加記をいれないのに昭和八年の市誌には記述されている。後殿、神殿は天正三年以後に建てられた
 のである。建ちあがる。」

七、戦後の神社経営

戦後の神社維持は苦難続きであつた。それは、戦争が終つて、神社神道に對する政府の保証禁止^しと、社地の承継登記事務^し、さらに庶民の神社に對する意識の衰微があらわからである。

第一は保障禁止で、昭和二十一年（一九四六）一月八日、連合軍の指令で国家神道・神社神道に對する政府の保障支拂・保全及び監督、並に弘布の禁止がなされたことである。

第二は社地の承継登記で、これは国有地として傳授されてゐた社地は、法人として認められ、神社の土地として承継登記をしなければならぬ。

第三は、この事務は社地であるという特許が必要であつたため、非常に面倒な事務であつた。

第四は、この事務は、大分県神社庁別府支部八幡朝見神社の橋本寿氏によつて手ざりよく処理された。社地の承継登記について同氏は「別府神社の上

地調べ」の中に次のように書いてゐる。

「終戦後占領軍の政策の一つとして、二小で国有地として保護をされてい
た土地が登記によりは無償で処分されることになり、その登記のし
一苦労であった。幸いその登記の朝見神社に保管されていたので無事私
下を受けられた。この事務は登記所が一括登記ですんだ。国有境内地が神社の
境内地になった。……宗教法人が神社に寄附されたので、その法人の役員
を定め、法人規則を作った上新銀行の承認を受けて登記の手続をふんだ。
完つてしまえば登記所が簡単なようであるが、二小だけでも煩雑な事務であつ
た。

と、汲止場神社の場合は、一五八、五三坪が次表のよりに承継後も同一面積
で登記された。

別府市大字別府五五九番地 汲止場神社

承継前の土地			承継後の土地		
字	地番	地目	字	地番	地目
北町下	五九九	境内地	北町下	五九九	境内地
		一五八、五三坪			一五八、五三坪

ここでは地積が一五八、五三坪となつてゐる。昭和八年の「別荘条例」や、大
 正初期の「別荘町神社明細帳」・「別荘町史」などには「境内一八九坪、官有地
 第一種」と記されているから、地積が三〇、四七坪も減少している。なお、この
 うか、或いは昭和初期の都市計画工事のとき、道路用地に転用したのかもしれない。

ハ、祭りの復活

戦後になると、一部の関係者を除いて神社は長らく忘れられていた。社地・社殿は荒れ、祭典もとだえた。祭りの復活を期すのは昭和四〇年代に入ってからのことである。

浪止場神社の場合、昭和四十八年（一九七三）の夏祭りから盛大におこなわれた。当時地元の元町自治会長横道晴氏（はなみち はる）は役員会を

「戦後、祭り行事の中断をいさぐち、町民の氏神さまとして景氣よくやろうと」

と申し合めた、費用三十万円は町民会費と寄附金でまかなうこととし、祭りは同年七月八日（日）に催すことにした。神社の祭典は昔から七月九日、十日であったが、子供が参加するため八日に繰り上げたのである。その時、

横道会長は

「町民の祭りとして夏祭りをやることになった。今年は復活第一回がのび

子供みこしと神楽の中心になったが、兼平からはさらに新しい企画も盛り
込み度い

と語り、平野文明氏は

「坂止場神社は、かつての北条・港町一帯の氏子で、夏祭には風船や面
び、出店の三、四十店もならひ賑わった。神社の玉垣にも家附者名が残って
いたが、昔は祭り客がよそ近郊から集まっていたのです」

と語った。祭り当日のちようについには、同年（一九五七）七月九日の大分合
同新聞に、

「……夏祭り復活、露店も、

別府市の坂止場神社、風勢よく子供みこし……

別府市街のトップを切り、同市元町十六、坂止場神社の夏祭りが八日か
ら始まった。……（中略）……午前十一時から神事の行われ、神社総代で元町自治
会長の横道勝さん、安部要市議ら氏子代表、厚志子元町婦人会長ら十数人
が出席、祭りの復活を祝った。

午後零時半、白ハナマキにエヤツ・ハンツ姿の水泳選手ら約三十人の
 小隊が、この水泳大会に同神社を会場。真夏の太陽の光を浴びては
 明ら、元第一帯や弥生・楠西郷天術、国道十号線など市中心部を「ワッソーイ
 ワッソーイ」と元気よく練り回った。午後三時頃、朝比奈神社祭協会の青年部
 (羽田野茂義繁長)のメシパーが、笛や太鼓の音に合せて勇壮な深山流
 の岩戸神楽を奉納した。境内には祭りちりうりんの揚げられ、夕方には露
 天の涼みを兼ねた見物客でにぎわった。
 と報道された。その後は引続き毎年祭典のおこなわれていた。ち
 りうみに、昭和五四年(一九七九)の夏祭り、七月七日・八日におこな
 われた。夜祭りには境内でバザー。映画会、本番の八日には地元子供会(南
 里友誼会長)の子供みこしをかついで校庭を練り歩き、また、バザー、映
 画会、福利などお楽しみ行事がおこなわれて祭りを盛り上げた。